

4. セッション2 資料

セッション2「市民・地域のやる気を支える！～制度・地域でお金が回る仕組みの視点から～」

近年、再生可能エネルギーを地域で生かす、様々な取り組みがなされるようになりましたが、その動きはまだまだ地域に根ざしたものになっているとはいえません。

FIT（固定価格買取制度）などの導入により、再生可能エネルギーへの取り組みは身近になってきましたが、現場にはまだまだ解決していかなければならない問題が山積みですし、地域の多くの方々の理解を得るには至っていないのが現状です。

また、太陽光発電の急速な導入により、防災問題など全国では様々な課題も現れています。

市民・地域のやる気を支えるには

- 私たちは、2014年度から、全国の自治体に対する意向調査や全国の様々な事例や取組みに直接参画したり、ヒアリングすることにより、「再生可能エネルギー」事業を核とした地域づくりの方策と多くの方々や組織が参画できる仕組みづくりを探ってきました。
- こうしたなかで、「再生可能エネルギー」の事業を通じて、地域に「お金が回っていくこと」、「人材が育っていくこと」が重要なポイントだと考えるに至りました。
- 本日は、その動きにかかわっていただいた方々、今大会の地元神奈川県で注目すべき動きをしておられる方々、自治体の責任者等にお越しいただき、現状の把握と解決のための様々な方法を紹介し、「環境」・「エネルギー」をどう「地域」づくりに活かすかにつなげていくかについて、会場の皆さんと考えていきたいと思います

本日のメニュー（1）

1. 地域でのエネルギー消費、使い方を知る

地域でどれだけのエネルギーを外部から買っているのか、全国的な事例、小田原、県西での事例を知るとともに、再生可能エネルギーにふさわしい使い方を考えます。

2. 地域での創エネ、地域でお金が回る仕組みを学ぶ

省エネルギーも含めた、地域でのエネルギーの作り方（各種）、資金調達の手法、トラブル対策（アンケート調査などを踏まえて）、人材の育て方、仲間の作り方、地域でお金が回る仕組みを実例や最新のアイデアからひもときます。

3. 地域でエネルギーを作る、使うルールを考える

市民・地域のやる気を支え、トラブルを防止するために、ルールの作り方を全国の事例、松田町の現時進行形の取り組み、小田原市等の取り組みから考えます。

本日のメニュー（2）

○地域と地域を繋げて考える

広域連携、地域連携の仕組みを事例から考えます。

○地域／市民のやる気をどう支えるか

FITなど各種制度の問題、例えば系統（電力線）の制約、地域に還元されにくいなどから脱却し、FITにこだわらない様々なアイデアFIT以外の売電手法、地域エネルギーの利用、熱利用、ハイブリッド、地域産業との連携、金融のあり方について、最新の事例やアイデアを踏まえて考えます。

パネリスト・紹介

田中信一郎氏 公益財団法人自然エネルギー財団 特任研究員

長野県庁において、全国自治体の手本ともいえる地域のやる気を支える様々なスキームを行政の立場から実践してきた方です。

柳下裕紀氏（（株）Aurea Lotus CEO）

長年、金融業界に従事し、近年、地域産業の育成・活性化等についてもその経験と知識を総動員して活躍されています。

上野ひろみ氏（NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワーク代表理事）

神奈川県茅ヶ崎市で、お金が地域で廻る再生可能エネルギーのプロジェクトに取り組んでこられ、「茅産茅消」をモットーとした各種の実践を続けておられます。

コメンテーターほか

◎本山和幸氏（神奈川県松田町長）

◎宇高史昭氏（NPO法人木野環境、元京都市職員）

◎谷口信雄氏（東京大学先端技術研究所特任研究員）

神奈川県庁、小田原市役所、さがみ信用金庫など地域行政、地域金融機関、地域市民団体などの担当者の方

総括コメント：白石 克孝（龍谷大学教授）

コーディネーター：岡田久典（早稲田大学環境総合研究センター上級研究員、（一社）創発的地域づくり連携推進センター理事

セッション2資料

「市民・地域のやる気を支える！」

2016.10.21

14:30～15:50

制度・地域でお金が廻る仕組みの視点から

近年、再生可能エネルギーを地域で生かす、様々な取り組みがなされるようになりましたが、その動きはまだまだ地域に根ざしたものになっているとはいえません。

FIT（固定価格買取制度）などの導入により、再生可能エネルギーへの取り組みは身近になってきましたが、現場にはまだまだ解決していかなければならない問題が山積みですし、地域の多くの方々の理解を得るには至っていないのが現状です。

また、太陽光発電の急速な導入により、防災問題など全国では様々な課題も現れています。

市民・地域のやる気を支えるには

- 私たちは、2014年度から、全国の自治体に対する意向調査や全国の様々な事例や取り組みに直接参画したり、ヒアリングすることにより、「再生可能エネルギー」事業を核とした地域づくりの方策と多くの方々や組織が参画できる仕組みづくりを探ってきました。
- こうしたなかで、「再生可能エネルギー」の事業を通じて、地域に「お金が廻っていくこと」、「人材が育っていくこと」が重要なポイントだと考えるに至りました。

本日は、その動きにかかわっていただいた方々、今大会の地元神奈川県で注目すべき動きをしておられる方々、自治体の責任者等にお越しいただき、現状の把握と解決のための様々な方法を紹介し、「環境」・「エネルギー」をどう「地域」づくりに活かすかにつなげていくかについて、会場の皆さんと考えていきたいと思えます

われわれが進めていること(1)

1. 地域でのエネルギー消費、使い方を知る
地域でどれだけのエネルギーを外部から買っているのか、全国的な事例、小田原、県西での事例を知るとともに、再生可能エネルギーにふさわしい使い方を考えます。
2. 地域での創エネ、地域でお金が廻る仕組みを学ぶ
省エネルギーも含めた、地域でのエネルギーの作り方（各種）、資金調達の手法、トラブル対策（アンケート調査などを踏まえて）、人材の育て方、仲間の作り方、地域でお金が廻る仕組みを実例や最新のアイデアからひもときます。
3. 地域でエネルギーを作る、使うルールを考える
市民・地域のやる気を支え、トラブルを防止するために、ルールの作り方を全国の事例、松田町の現在進行形の取り組み、小田原市等の取り組みから考えます。

われわれが進めていること(2)

○地域と地域を繋げて考える

広域連携、地域連携の仕組みを事例から考えます。

○地域／市民のやる気をどう支えるか

FITなど各種制度の問題、例えば系統（電力線）の制約、地域に還元されにくいなどから脱却し、FITにこだわらない様々なアイディアFIT以外の売電手法、地域エネルギーの利用、熱利用、ハイブリッド、地域産業との連携、金融のあり方について、最新の事例やアイディアを踏まえて考えます。

支える仕組み、廻る仕組み

・地域循環を起こす（高める）ためには

・制度と金融

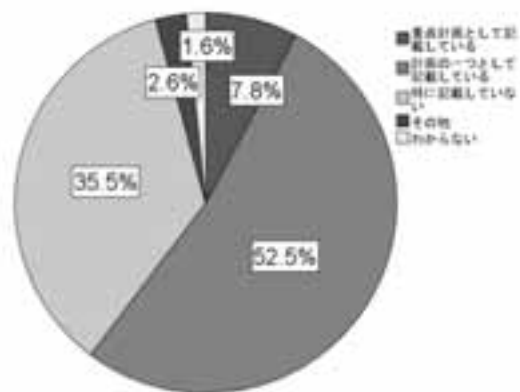
・金融の要点（補助金の場合も）→

事業の見極めが最も肝心（金融機関アンケートでも6割近い機関が指摘）

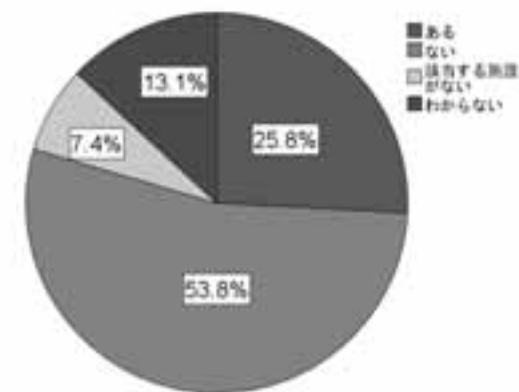
地方公共団体においても、事業選択がポイント（選定委員会の仕組み、構成、フォローする審査委員会）

Q3-1 総合計画（総合戦略）づくりでは地域の再エネ利用を記載しましたか？（1つのみ○）

n = 612



Q5-1 現在あるもしくは計画中の再生可能エネルギー施設・設備（民間施設・公共施設を含む）に関するトラブル、苦情がありますか？（1つのみ○）



議員研修誌

地方議会人

The Japanese Local Assemblyman

9

2015 September

共同編集：全国市議会議員会・全国町村議会議員会

特集◆地域で取り組むエネルギー政策



巻頭言 柏木孝夫

●我が国の地球温暖化対策の
方向性と地方公共団体による
取組への期待 / 新原修一郎

●地域が元気になる脱温暖化
社会の実現 自治体・市民・
産業・学術の連携 / 岡田久典
●自然エネルギーの活用による
地域づくりと雇用創出 / 大友昭雄

◇現地報告◇

- 群馬県中之条町
- 長野県飯田市
- 兵庫県宝塚市
- 大分県九重町

◇教養講座◇

- ◆地方議員が聞く「政策の意」
ー雇用率を目指す基本的視点ー
- ◆自治体議会広聴のしくみ

特集 2



おかだ ひろなり
岡田 久典

広島大学地域総合研究センター
上級研究員／（一社）創発的地域
づくり・連携推進センター
（ECO-RIC）理事



別府電化農業協同組合小水力発電所を訪れた研究者グループ

地域が元気になる脱温暖化社会の実現 自治体―市民―産業―学術の連携

地域で取り組むエネルギー政策

60年間の重み 鳥取県鳥取市（旧用瀬町）別府集落の事例 売電収益で中山間地集落の維持・発展に貢献

エネルギー政策と地方創生を考えるに当たって印象的な一つの事例がある（写真参照）。鳥取県鳥取市（旧用瀬町）の別府集落は、中国山地に位置し、周辺は全国屈指の人口減少地帯（過疎地域）である。しかし、この集落顕著な人口減少に見舞われることなく、集落の維持に成功してきた。その主要な要因として、60年間にわたって、地域の農業用水路から取水し、別府電化農業協同組合の水力発電所の売電益を集落の維持・発展に活用してきたことが指摘できる。詳細は紙幅の関係から割愛するが、地域ぐるみのエネルギー地産

事業であり、その意義は地方創生を考えるに当たって、極めて大きいと考える。

筆者は、各地での講演活動のおり、地域が年間に購入するエネルギーの金額を話題にすることが多い。あらかじめ計算しておいて、おおよその金額を伝えると場内からどよめきや納得の声が入り交じるのが通常である。少しでも自らの資源を活用し、制度を活用してエネルギーの地産を進める。結果として、集落の維持・発展につながる。まさに、地方創生の一つのモデルであると確信する。

地域・自治体におけるエネルギー・環境政策（とりわけ再生可能エネルギー事業の導入）

筆者は、エネルギー・環境分野の政策とその実施には、地球的、全国的規模の検討も必

が特に指摘できると考えている。
① 地域と地域金融機関が主体的に取り組むことによって、再生可能エネルギー事業を雇用、経済循環に、再生可能エネルギー施設の誘致に依存するよりも、確実に結び付けることができる。

② 技術の実証実験や補助金の活用は極めて重要ではあり、成功事例（のように見える場合も含めて）も多いが、参考にする場合には複数の専門家の評価を経ることが重要。
③ 地域課題の解決に資するという視点から、計画作りを進めることが、結果的に効果的な事業遂行に役立つ。
④ 普及啓発だけの視点からの導入は維持が困難になる。事業性が見極めが重要。
⑤ 規模の適切さ、導入時のメリット、デメリットを冷静に評価する。
⑥ 先進事例をうのみにしない、再生可能エネルギーは地域特性にかなり依存するので、冷静な分析が必要である。

地方創生とエネルギー政策 地域が元気になる脱温暖化

筆者は、再生可能エネルギーの国民生活や産業活動等への浸透が、地域のエネルギー・環境政策の大きな柱であると確信している。もちろんそれは、バランスのとれたグルー

バル・全国的な視野からのエネルギー・環境政策に裏付けられるべきなのは当然のことである。

先述した、「脱温暖化・環境共生社会プログラム」は、2014年度より同センターの統合実装プロジェクト（代表：宝田恭之群馬大学教授）に引き継がれ、併せて一般社団法人創発的地域づくり・連携推進センター（代表理事：堀口健治早稲田大学元副総長）が設立されている。2014年10月に両者が協働して、とりわけ固定価格買取制度（FIT）の導入で弾みがつきつつあった、地域の再生可能エネルギー導入について、全国の自治体にアンケート調査を行い、414件の回答を得た。FITは、中山間地域の資源（太陽光・風力発電所、バイオマス発電、中小水力発電、森林資源、地熱発電など）にかなり依存しているが、当然、電力エネルギーの効率の調達を主目的とする制度であるがため、必ずしも地域の実情や条件不利地域に十分配慮しているものではない。こうしたことを踏まえてアンケート結果について簡単にふれてみたい。

① FIT制度に関して多くの自治体が、「地域に貢献する再生可能エネルギーの電力を優先する等」地域に配慮した再生可能エネルギー制度の導入を求めている。（図1）

ならないことから、なかなかとつきにくい分野であったといえる。

また、特に議会や地域住民の関心があると思われるエネルギー・環境政策と、雇用創出経済政策、農林業、六次産業化、森林・里山保全、観光振興、地域建設業、集落維持、小さな拠点づくり、中心市街地活性化、社会福祉、教育、空き家対策、交通問題等との関係について必ずしも体系的な情報提供や、人材育成がされてこなかったのも事実である。

レジリエンス（強靱化）という言葉に代表されるように、エネルギー・環境政策はますます地方自治の重要なテーマとなりつつあり、その本質はまさに地域住民の持続的な参画であり、リーダーシップを発揮すべき、地方議会、地方議員の役割はますます高まっていくことは当然である。

筆者は、自治体議会研修及び自治体議員・地域住民・各種団体対象の研修や情報提供を多く経験させて頂いており、今後もこうした活動に全力を尽くして行きたいと考えている。

（本稿に掲載されている事例等についてはお問い合わせは、創発的地域づくり連携推進センター ecore@list.waseda.jp 電話03-5265-7777 ext.900 まい）

At Kasumi Sui 藍・霞・墨



PHOTO BY TAKESHI OKADA

写真集「藍・霞・墨」

心に語る自然 湖と光の舞台
撮影：大塚 明彦

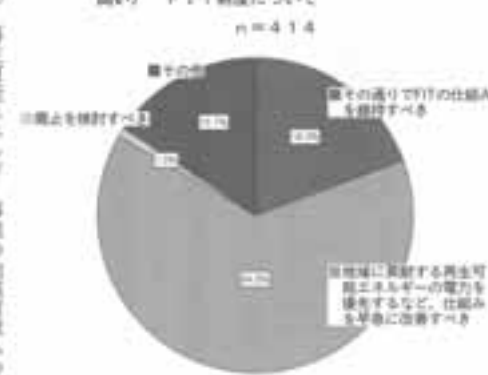
写真集は、弊社発行の月刊「地方議会」誌の表紙を飾った写真をまとめて、そこに新たに撮影した写真を追加した一冊となります。
地方にまだまだ存在する日本の美しい風景を切り取った一冊となりますので、是非ご覧下さい。

B5判 80頁 (78景) 本体 2,300円 (税・送料別) TEL 03-3264-2520 FAX 03-3264-2867

ご注文・問い合わせ先：株式会社中央文化社 E-Mail: hiko753@gmail.com
〒102-0082 東京都千代田区一番町 23 番地 全国町村議員会館 3F 0-167-0 URL: <http://chuoukunkasha.web.fc2.com/>

- ① 再生可能エネルギー事業の地域貢献への期待としては、エネルギー地産・地消、防災対策、雇用創出、地域事業者のビジネスチャンス等が多く挙げられた。(図2)
- ② 受けた支援として「財政支援除く」は、情報提供、相談業務支援、人材育成等、事業計画支援等が多く挙げられた。(図3)
- ③ 数は少ないが、地域の資源を有効に活用し、地域の発展に資するため、再生可能エネルギーに関する条例などをすでに制定、研究中という自治体が出てきている。

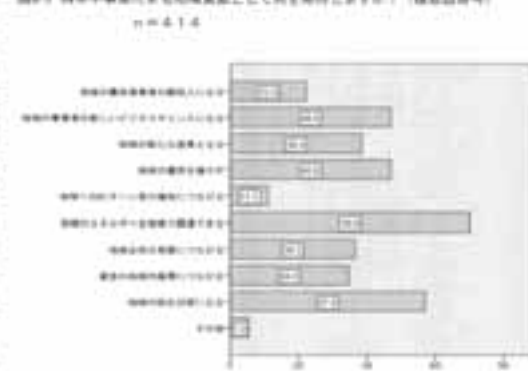
図1) FIT制度について n=414



を推進し、地域が元気になるエネルギー・環境政策につながるには、各界各層にわたる人材育成が極めて重要であり、地域特性に依存する度合いの大きい分野であることから、きめ細やかな情報提供やアドバイスが必要となつてこよう。

こうしたことから、筆者の所属する「一社」創発的地域づくり・連携推進センター（ECORIC）では、本年11月5日・6日群馬県桐生市において「地域が元気になる脱温暖化全国大会(桐生)」の開催、再生可能エ

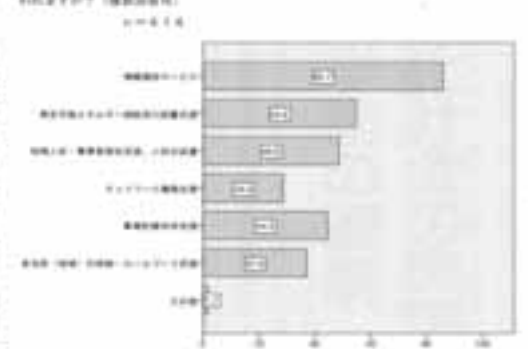
図2) 再生可能エネルギー事業による地域貢献として何を期待しますか？ (複数回答可) n=414



ネルギーの宝庫とも言われる北海道道北地域で地域未来経営塾の開催（10月28日・10月31日）、各種人材育成や情報ネットワークを活用した情報提供・相談窓口（近日稼働）等、地方自治体が活用できる専門家による事業を実施している。

詳細は http://www.waseda.jp/pej_ashiki/ecore/index.html エネルギー政策は特定のものを除いて、長く地方議会の関心範囲以外にあったし、科学技術のエビデンスに基づいたものでなければ

図3) 貴自治体が再生可能エネルギーを推進されるにあたり、どのような支援が受けられると良いと思いますか？ (複数回答可) n=414



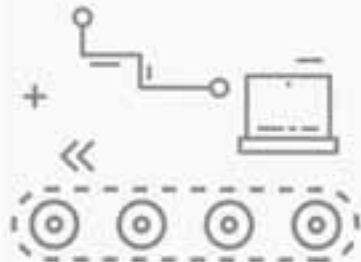
環境 ビジネス

120兆円の市場を拓く

特別企画

改正FIT法

ポイントと対応策



IoT

進化する省エネ

エネルギー

「やり尽くした」は大間違い
加速する電気料金のコストダウン



秋号

www.kankyo-business.jp

月刊事業環境 2016年10月号別冊



パネリスト・紹介(1)

田中信一郎氏 (公益財団法人自然エネルギー財団 特任研究員)

長野県庁などにおいて、全国自治体の手本ともいえる地域のやる気を支える様々なスキームを行政の立場からチームで考案し、チームで実践されてきた方です。

柳下裕紀氏 ((株) Aurea Lotus CEO)

長年、金融業界で活躍する、バリュー投資のスペシャリスト。近年、地域産業の育成・活性化等についてもその経験と知識を総動員して活躍されています。

パネリスト・紹介(2)

上野ひろみ氏 (NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワーク 代表理事)

神奈川県茅ヶ崎市で、お金が地域で廻る再生可能エネルギーのプロジェクトに取り組んでこられ、「茅産茅消」をモットーとした各種の実践を続けておられます。

本山博幸氏 (神奈川県松田町長)

建設会社社長を経て、43歳で町長に初当選されました。気合の入った仕事ぶりで、町民、関係者の信頼感も抜群。多方面で強力なリーダーシップを発揮されていますが、特に環境エネルギーの分野では、環境省のクールチョイス事業、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業等の獲得に尽力され、周辺自治体との連携にも力を尽くしておられます。

コメンテーターほか

◎宇高史昭氏 (NPO法人木野環境、元京都市職員)

◎谷口信雄氏 (東京大学先端技術研究所特任研究員)

神奈川県庁、小田原市役所、さがみ信用金庫など地域行政、地域金融機関、地域市民団体などの担当者の方

総括コメント：

総括コメント：白石 克孝 (龍谷大学教授)

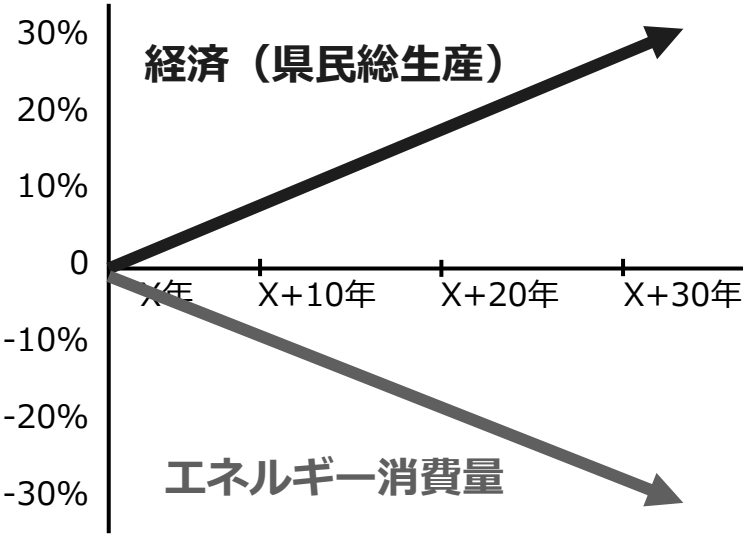
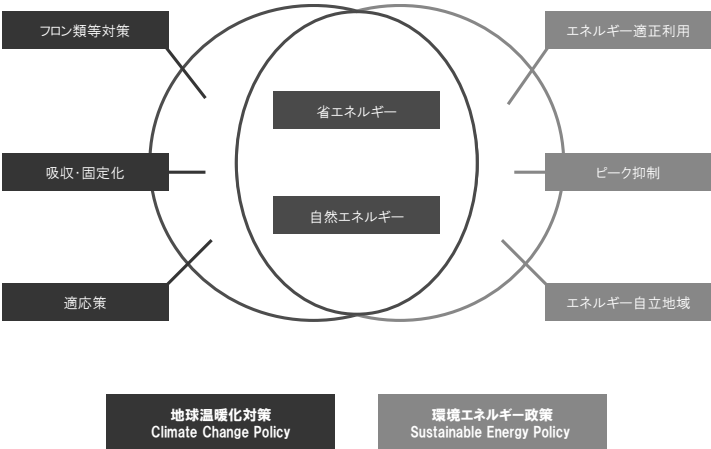
コーディネーター：岡田久典 (早稲田大学環境総合研究センター上級研究員、(一社)創発的地域づくり連携推進センター理事)

長野県の環境エネルギー政策における5つのヨコグシ取組

地球温暖化対策と環境エネルギー政策のヨコグシ



長野県環境エネルギー戦略



環境エネルギー政策と経済政策のヨコグシ



デカップリング

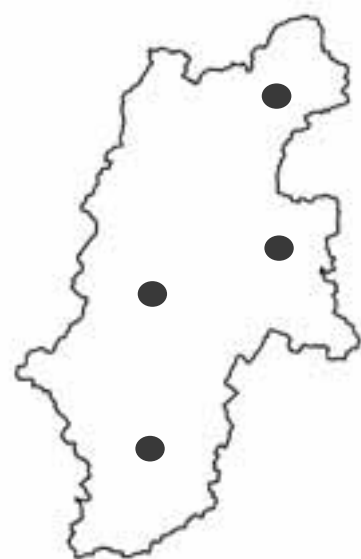
民間と行政のヨコグシ



自然エネルギー信州ネット



自然エネルギー信州ネット



相談会：4か所で開催
有識者2名
環境エネルギー課
地方事務所環境課

長野県と市町村のヨコグシ



市町村研究会・相談会

長野県庁内のヨコグシ



小水力発電キャラバン隊



環境部・農政部・建設部
企業局・土地改良連合会

田中 信一郎

公益財団法人 自然エネルギー財団 特任研究員
(元 片野野呂環境政策研究所 所長 企画部長)

2 種類の自然エネルギー事業

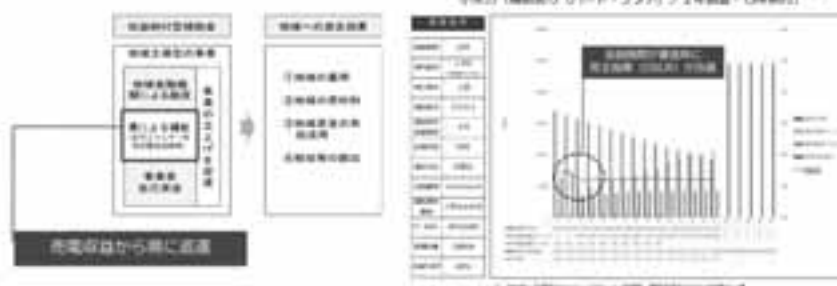


此種的解法，將區域的邊界和點用直線和曲線畫成如下：

1) ソフト事業(基本計画・詳細設計・計画策定・実施設計等)
対象者 市町村・NPO・中小企業・任意団体(法人税を有する団体)
補助率・補助額 1/2以内 500万円
収支科目 公益収入があった翌年度から納付(10年度) ※小水力発電の設置調査等は納付免除

2) ハード事業(設備導入に係る工事費等)
対象者 NPO・中小企業・任意団体(法人税を有する団体)
補助率・補助額 (太陽光発電) 1/4以内 1,500万円
(太陽光以外) 3/10以内 9,000万円
収支科目 公益収入があった1年度から納付(13年度)

※平成28年度予算額：3億5,881万円
※本力（補助金）：シート・ソフト：ノズル設置費、（車検料）



前日(2011年10月21日)的会议上，由香港安老协会主席李卓人主持，讨论有关事宜。

熱利用を支える

【熱利用支援】

対象は、市町村・民間事業者が行う、太陽熱・温泉熱・地中熱・廃棄物・木質バイオマス等を利用した地域への熱供給・熱利用事業（発電事業及び実証事業は対象外）。集約等で作成する計画も支援。

1) ソフト事業（計画策定・可能性調査・設計等）

補助率 1/2以内
限度額 500万円

2) ハード事業（機器設備導入等）

補助率 1/2以内（市町村） 1/3以内（民間事業者）
限度額 500万円

※平成28年度予算額：2,475万円



木質バイオマスボイラー
前田市の公共施設



地中熱ヒートポンプ
岡谷市の児童発達施設



温泉
山ノ内町の農産

熱利用事業や地域での計画策定をサポート

小水力発電を支える

【小水力発電キヤンペーン】

市の関係部局・団体で構成。協議会や講習会等を開催。

- ・広報隊（総合調整）
- ・農政隊（農業用水）
- ・建設隊（新設ダム・水利権利調査等）
- ・企業隊（発電技術）
- ・長野県土地改良事業団協議会（農業用水）

【マニュアル】

- ・小水力発電導入の手引
- ・事業計画表シート



国のもつノウハウを積極的に活用



出産相談会



調査決定説明会

市町村の取組を支える

【市町村研究大会】

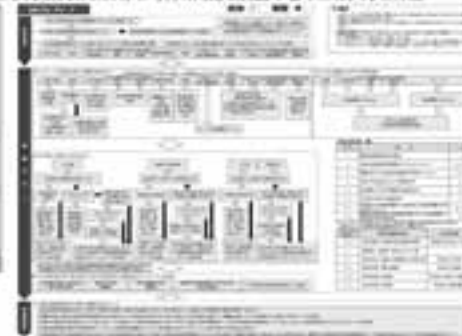
年4回のペースで、専門家と議論したセミナーを開催

【市町村協議会】

毎年4月で、専門家・関係者の合同による市町村別協議会の開催

【太陽光発電利用マニュアル】

太陽光発電と地域との取組を促進する観点で、モデル事例集を含む市町村の対応を支援するマニュアルを作成



市町村の取組を促すこと、解決を支援



地方再生の要諦 （柳下氏資料）



- ① 外部の力や財源に頼らず、
地元資源（人、モノ、金、文化）を最大限に活用し、地域住民を巻き込む
- ② 思考能力を奪う補助金や助成金を注ぎ込まず、あくまでも自立して稼ぐ
- ③ 地場産業や地域密着の中小企業を中心に雇用を作り、
海外へも積極的に打って出る、或いは需要を取り込む
- ④ 身の丈を旨とし、
分不相応な似非ディズニーランドや著名建築家による施設を作ったり、
無駄金を使って縁もゆかりもない大企業を誘致しない
- ⑤ 少子高齢化も地方の過疎化も所与として、サステイナブルな仕組みを作る

条例案

〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例モデル
(案)

(目的)

第1条 この条例は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業を促進するために、市町村、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、必要な措置を講ずることにより、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利用及び住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を図り、もって持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

事業の規制ではなく、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進を条例の目的としている。事業の規制を目的とすることは、事業活動の自由との関係や他の開発・事業行為の規制との比較衡量、既存の法令体系との厳格な調整や立法事実の有無等に鑑み、容易でないと考えられる。

名称及び目的は「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再エネ法）」を基本として改変したもの。

再生可能エネルギーの住民ぐるみの普及を図る市町村では、目的の前に、住民の考え方や理想を示す「前文」を掲げることも考えられる。

(基本理念)

第2条 再生可能エネルギー事業は、市町村、事業者、住民その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

2 再生可能エネルギー事業は、自然環境、防災及び景観その他の住民の生活環境（以下「生活環境」という。）への配慮について適正に行われなければならない。

再生可能エネルギー事業のあり方について、市町村の基本姿勢を示している。第1項は地域住民の理解や地域へのメリットが重要であること、第2項は住民の生活環境を破壊する事業は望ましくないことを示し、本条例で規定する様々な措置の根源になっている。

また、飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例のように、再生可能エネルギー資源から生まれるエネルギーを住民共有の財産と捉え、住民にはこれを優先的に活用して地域づくりをする権利（地域環境権）があることを明記することも考えられる。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「再生可能エネルギー」とは、太陽光その他の化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外のエネルギーであって、規則で定めるものをいう。
- 二 「再生可能エネルギー設備」とは、再生可能エネルギーを利用するための変換設備及びその附属設備をいう。
- 三 「再生可能エネルギー事業」とは、再生可能エネルギー設備を用いて変換したエネルギーを自ら利用し、又は他者に利用させ、対価その他の利益を得る行為をいう。

再生可能エネルギー等の定義を示している。第一号は長野県地球温暖化対策条例を一部改編したもの。第二号・

第三号は本条例のために定義したもの。

(市町村長の責務)

第4条 市町村長は、地域におけるエネルギー利用の方針を示し、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利用及び住民による主体的な再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、必要な措置を実施するものとする。

「地域におけるエネルギー利用の方針」とは、再生可能エネルギーだけでなく、省エネルギーや地域経済、住民生活等との関係も含めた総合的なエネルギー利用に係る方針のこと。本条例の措置だけでなく、市町村が展開する関係施策の根拠にもなる。

(事業者の責務)

第5条 再生可能エネルギー事業を行おうとする者及び行う者（以下「事業者」という。）は、その再生可能エネルギー事業が地域と調和するように努めるとともに、市町村長の実施する措置に協力しなければならない。

事業者による行政への協力責務は、長野県地球温暖化対策条例第4条第2項をはじめ、多くの条例で定められているもの。

(住民の責務)

第6条 住民は、主体的な再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、市町村長の実施する措置に協力しなければならない。

住民であっても、自ら事業を行うときは、事業者としての責務がかかってくる。

(指針)

第7条 市町村長は、地域におけるエネルギー利用の方針として、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用及び地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針
- 二 住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項
- 三 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項
- 四 生活環境に関して配慮すべき重要事項
- 五 前各号に掲げる事項のほか、市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、指針を定めようとするときは、住民その他の識見を有する者の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、指針の改定について準用する。

指針の目的は、本条例を客観的な基準で運用することにある。省エネや啓発等も含めた市町村の基本方針（第一

号)を分かりやすく示すとともに、地域主導型事業の認定基準(第二号)、事業者への助言に係る考え方(第三号)、自然環境等に関して配慮すべき事項(あるいは事業を行うべきでない場所のネガティブリスト列举や市町村区域内のゾーニングも考えられる)(第四号)をあらかじめ明確にすることにより、外部主導型から協働型への変容を誘導し、地域主導型を活発にする狙いもある。

第3項は、指針策定のために関係者を集めることに加え、既存の審議会等を活用することも考えられる。条例の検討とセットで行うことも効率的。

第10条の協議会と異なり、農山漁村再エネ法第5条の「基本計画」で代用できる規定は設けていないが、「基本計画」を策定するのであれば、作業効率化の観点から、指針の必須事項を「基本計画」に加え、共用化することも考えられる。本条例では、他の類似指針や計画との共用化を否定していない。

(届出)

第8条 市町村の区域内で、再生可能エネルギー設備の設置に伴い生活環境に相当程度の影響を及ぼすおそれのある事業者として規則で定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 2 市町村長は、前項の届出があったときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 3 市町村長は、第1項に規定する事業者が届出を行わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、届出を行うよう勧告することができる。
- 4 市町村長は、届出を受けた事業が他の市町村の区域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

届出の目的は、区域内の事業計画を告知とし、住民との合意形成や生活環境への配慮を事業者に求めやすくすることにある。固定価格買取制度の情報提供制度では、市町村職員に守秘義務がかけられるため、事業者からの届出と公表義務により、守秘義務を解除する。固定価格買取制度の情報提供制度は、市町村において届出の有無を確認するために用いる(同制度によって提供された情報の守秘義務は守られる)。再エネ特措法の改正によって、設備認定が公表されるとしても、届出が条例における市町村手続の端緒となることから、届出制度の存続と矛盾しない。

第4項は、届出を県や近隣市町村と共有し、意見交換するために設けている。本項がなければ、届出情報の目的外利用になりかねないからである。また、関係する行政機関の長とは、大臣及び知事並びに国及び県の出先機関の長を想定している。実務的には、地方事務所単位での設置を予定している連絡会議で用いることが考えられる。

届出対象は、規則で詳細を定めることになる。平置型で大面積の太陽光発電を対象にする場合(第一号)、再生可能エネルギー事業全般を対象にする場合(第二号)、熱利用設備も対象にする場合(第三号)、土地の形状で対象を決める場合(第四号)が考えられる。当然のことながら、複数のパターンを組み合わせることも考えられる。

届出事項は、最低限の規定であり、実際にはフォーマットを作成し、それに記入・提出させるのが適切である。

届出時期は、工事開始の21日前までとしているが、これは長野県地球温暖化対策条例の建築関係の届出に準じたもので、実務上はもっと早期になされることが望ましい。合意形成を促進する観点からは、工事の30日前までや60日前までも考えられる。固定価格買取制度に基づく事業だけを対象にするならば、設備認定の日から30日以内等の規定も考えられる。もっとも望ましいのは、事業者が設備認定申請を国に提出する前に届出させることだが、その場合は届出履行の有無を確認する方法がないので、運用上は別にして、条例・規則での規定は難しい。

(住民への説明)

第9条 前条第1項に規定する届出を行った事業者(以下「特定事業者」という。)は、遅滞なく、届

出の内容を周知させるための公開による説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。

2 説明会を開催するにあたっては、特定事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて説明会の開催を一般に周知しなければならない。

3 特定事業者は、説明会を実施したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市町村長に規則で定める事項を報告しなければならない。

4 市町村長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

5 市町村長は、特定事業者が第1項に規定する説明会を実施しないとき又は第3項で規定する報告をしないときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、当該説明会又は報告をするよう勧告することができる。

6 事業者は、前条の届出を行う前に、届出しようとする内容を周知させるための公開による説明会を開催し、市町村長への届出と同時に、その旨を報告することができる。市町村長は、これをもって、第1項に規定する説明会及び第3項で規定する報告とすることができる。

説明会は、事業者と住民の合意形成を促すことを目的としているため、特定の住民のみを対象とするのではなく、広く開かれた形での実施を義務づけている。実施後の報告義務は、説明会の実施を担保するだけでなく、住民の意見を事業に反映させることを促すことも狙いとしている。規則の事項も、そうした観点から住民の意見と事業者の対応方針を報告させることとしている。これも実際にはフォーマットを別に定めるのが適切と考えられる。なお、第1項の「遅滞なく」とは、工事開始前の適当なときに行えばいいとする意味である。

第6項は、できる限り早い段階からの合意形成を促すために設けている。地域との調和を重視する事業者であれば、事業計画が固まる届出前の段階から住民の意見を事業に反映させようとすると考えられる。

(協議会)

第10条 市町村長は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関し、必要な事項について協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 事業者は、市町村長に対し、協議会を組織するよう求めることができる。

3 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 市町村長又は市町村長の指名する職員

二 事業者

三 住民その他の識見を有する者で市町村長が必要と認める者

4 協議会の会議は、原則として公開で行う。

5 協議会は、住民の意見の聴取に努めなければならない。

6 協議会において協議が調った事項(以下「協議会合意」という。)については、市町村長は、速やかに、これを公表するとともに、協議会の構成員は、協議会合意を尊重しなければならない。

7 市町村長は、規則で定める事項を含む協議会合意及びその公表をもって、第8条第1項に規定する届出、同第2項に規定する届出の公表、前条第1項に規定する説明会の開催、同第3項に規定する報告、同第4項に規定する報告の公表とすることができる。

8 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

9 市町村長は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第6条第1項で規定する協議会をもって、本条で規定する協議会とするとともに、同法第7条第1項及び第3項で規定する設備整備計画の認定をもって、協議会合意とすることができる。

協議会の目的は、住民との合意形成を積極的に行う事業者をバックアップし、外部主導型から協働型への変容を誘導することにある。協議会での合意形成の手間をかける分、合意でもって、届出等の手続を済ませたとみなす。合意内容は事業ごとに異なることを前提に、例えば収益の一定割合を地域活動に寄付することや、事業への住民出資を一定割合認めること、住民の求めで事業を縮小すること等が考えられる。

農山漁村再エネ法の協議会や設備整備計画でもって、本条例の協議会や合意に代えることができるとしているのは、事業地が農山村であれば、趣旨が概ね共通するからである。指針のように「共用化」もありうる。住民との合意形成に積極的な事業者に対し、煩雑な手続でコストアップさせることを避ける趣旨である。

規則での規定事項は、届出と同じである。よって、留意すべき事項も、届出と同じである。

(認定)

第 11 条 市町村長は、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用を目的とし、かつ地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用となる事業で、特に持続可能な地域づくりに資すると認めるときは、指針に基づき、当該事業を地域主導型再生可能エネルギー事業（以下「地域主導型事業」という。）と認定することができる。

2 前項の認定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、地域主導型事業計画を作成し、市町村長に提出しなければならない。

3 前条第 1 項で規定する協議会は、規則で定めるところにより、協議会合意に基づき地域主導型事業計画を作成し、市町村長に提出することができる。

4 市町村長は、地域主導型事業計画の提出があったときは、速やかにその旨を公表するとともに、住民その他の識見を有する者の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、認定した地域主導型事業に関し、必要な助言、指導その他の援助をすることができる。

認定の目的は、住民自らが主導して行う再生可能エネルギー事業を後押しするためである。実際には、市町村や関係団体、住民で前条の協議会を構成し、協議会での合意で SPG を設立するとともに、認定を申請することが考えられる。市町村の「援助」としては、助言の他、資金調達の支援（出資や融資、収益納付型補助等）や国・県の支援（調査費への助成や専門家の派遣等）の獲得等が考えられる。

本来であれば、市町村が民間の特定事業を後押しすることは、行政の公正性の観点から容易でない。協議会や認定の手続を条例で規定するのは、事業性・地域性・公益性を備えた事業について、行政の縛りを解除するためである。指針や第 4 項は、そうした観点から、認定を恣意的に行わないための仕組みである。

規則での規定事項は、地域主導型の要件と根拠を示さざる以外は、届出と同じである。よって、留意すべき事項も、届出と同じである。

(助言)

第 12 条 市町村長は、特定事業者に対し、指針及び住民その他の関係者からの意見に基づき、助言をすることができる。

助言は任意の行政指導であり、強制力を伴うものではないが、第 16 条の措置勧告の前段としての意味もあるため、恣意的とならないよう規定を設けた上で、市町村長の権限として条例に定めている。

(報告及び資料の提出)

第 13 条 市町村長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、届出を受けた再生可能エネルギー事業に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 市町村長は、前項の報告又は資料の提出がないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、前項の報告又は資料の提出をするよう勧告することができる。

勧告を背景にして、市町村長に報告・資料提出の要求権を付与している。当然のことながら「条例の施行に必要な限度」という枠があり、市町村長や職員が恣意的に要求できるものではない。事業者が求めたときには、報告・資料提出の必要性を示さなければならない。

(立入調査)

第 14 条 市町村長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者の同意を得て、その職員に、届出を受けた再生可能エネルギー事業を行う事業場に立ち入り、事業の実施状況等について調査させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

市町村長に立入調査権を付与している。当然のことながら「条例の施行に必要な限度」という枠があり、市町村長や職員が恣意的に立入調査を要求できるものではない。事業者が求めたときには、立入調査の必要性を示さなければならない。

(公表)

第 15 条 市町村長は、第 8 条第 3 項、第 9 条第 5 項及び第 13 条第 2 項に規定する勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合においては、これらの者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

勧告の実効性を担保する条項。公表は、必ずしも事業者に不利益を与えるものではないが、不利益を与えるおそれがあることに疑いはない。そのため、公表の前には、事業者の弁明を聴く機会を設けなければならないとしている。

(措置勧告)

第 16 条 市町村長は、区域内の再生可能エネルギー事業に関し、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業を行う者に対し、必要な措置を実施するよう勧告することができる。

2 市町村長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合においては、当該勧告に従わなかった者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

措置勧告は、事業計画に大きな影響を与える可能性があることから、他の勧告と別に規定している。勧告前に事業者の弁明を聴く機会を設けなければならないとしているのも、同じ理由である。当然のことながら、事業者に対して「生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める」根拠を示さなければならない。措置勧告を行う際は、

市町村側も十分な準備が必要になる。決して、市町村長や職員が恣意的に発動してはならない。

届出された事業に限定していないのは、事業者が意図的に届出をしないことにより、措置勧告を逃れることを回避するためである。

(許可等への配慮)

第 17 条 市町村長は、再生可能エネルギー事業を行う者が前条第 1 項の勧告に従わなかったという事実をもって、当該再生可能エネルギー事業の実施に必要な市町村長の許可、認可又は認定等（以下「許可等」という。）の審査に際し、その事実を配慮することができる。

2 市町村長は、再生可能エネルギー事業を行う者が前条第 1 項の勧告に従わなかったという事実をもって、当該事業の実施又は継続に必要な許可等の権限を有する者に対し、その事実を通知し、当該通知の内容について配慮するよう要請することができる。

本条項は、措置勧告の実効性を担保するために市町村長へ付与する権限である。公表だけでなく、市町村長の許可等の判断材料にすることを認めている。ただ、実際に許可等で考慮するためには、当該許可等の法令との整合性が必要であることに留意されたい。

許可等の権限を有する者への配慮要請は、事業者が勧告に従わなかったという事実を許可等の判断をする際に配慮するよう「お願い」するだけのものであり、許可等の権限を有する関係大臣や知事等はこの要請に応じる義務はないものの、条例に基づく要請をすることで、当該許可等において法令に基づき慎重な審査がなされることを期待している。

本条項で市町村長に付与される各権限は、どれも事業に決定的な影響を与えるものではないが、事業者からすれば一定の事業リスクとして機能すると考えられる。

(区域外事業)

第 18 条 市町村長は、区域外の再生可能エネルギー事業に関し、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業を行う者に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。とともに、当該事業の行われる区域の市町村長及び関係する行政機関の長に対し、意見を提出することができる。これらの場合においては、当該事業を行う者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

本条項は、市町村の区域外で、市町村住民の生活環境に影響を及ぼしそうな事業について、事業者への要求権、他の市町村長や関係行政機関の長（大臣や知事等）への意見提出権を、市町村長に付与している。あくまで要求や意見提出で、相手側に従う義務はないものの、条例に基づく意見等であるため、行政機関の長等において一定の配慮がなされることを期待している。

(補則)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市町村長が定める。

以上の他、地域の実情に即した条例とするため、県外の市町村における条例を参考にすることも考えられる。

例えば、兵庫県宝塚市「再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例」では、再生可能エネルギー事業で得た利益を積み立て、さらなる地域主導型事業を促進するため、基金の設置を定めている。また、東京都八丈町では「地域再生可能エネルギー基本条例」の基本理念に基づき、町と事業者との協定締結に努めている。

〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例施行規則
モデル（案）

(趣旨)

第 1 条 この規則は、〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例（平成〇年〇〇市町村条例第〇号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「年度」とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。

(再生可能エネルギー)

第 3 条 条例第 3 条第 1 号の規則で定める再生可能エネルギーは、次に掲げるエネルギーとする。

- 一 太陽光・太陽熱
- 二 風力
- 三 水力（水力発電所の原動力として用いられる場合にあつては、出力 30,000 キロワット未満の水力発電所（揚水式のものを除く。）の原動力として用いられる水力）
- 四 地熱
- 五 バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギーとして利用することができるもの（条例第 3 条第 1 号に規定する化石燃料等を除く。）をいう。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、エネルギーとして継続的に利用することができるものとして市町村長が認めるもの

長野県地球温暖化対策条例に準じている。

(届出)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

- 一 太陽光発電を行う事業者（再生可能エネルギー設備の設置及び管理等に要する敷地面積の合計が建物の屋根部分を除いて〇ヘクタール以上であるものに限る。）
 - 二 〇キロワット以上の定格出力をもつ発電目的の再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者
 - 三 〇キロワット以上の定格出力をもつ熱利用目的の再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者
 - 四 土砂災害警戒区域その他の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市町村長が別に定める区域に再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者
- 2 条例第 8 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 事業者の名称及び主たる所在地
 - 二 再生可能エネルギー設備を設置する場所
 - 三 設置する再生可能エネルギー設備
 - 四 その他市町村長が必要と認める事項

3 条例第 8 条第 1 項の届出は、当該届出に係る再生可能エネルギー設備の設置の工事に着手する予定の日の 21 日前までに行わなければならない。

規則を策定する際、市町村において特に議論が必要となるのは、第4条「事業者の範囲」と第3項「届出の期限」である。「届出の時期」については、条例第8条の解説を参照のこと。

(住民への説明)

第5条 条例第9条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 説明会の日時及び場所、参加者数
- 二 説明会での説明事項
- 三 住民からの意見と事業者の対応方針
- 四 その他市町村長が必要と認める事項

(協議会)

第6条 条例第10条第7項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の名称及び主たる所在地
- 二 再生可能エネルギー設備を設置する場所
- 三 設置する再生可能エネルギー設備
- 四 その他市町村長が必要と認める事項

2 条例第10条第7項の公表は、当該提出に係る再生可能エネルギー設備の設置の工事に着手する予定の日の21日前までに行わなければならない。

第2項の期限は、届出の期限と整合させる必要がある。

(認定)

第7条 条例第11条第2項及び第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の名称及び主たる所在地
- 二 再生可能エネルギー設備を設置する場所
- 三 設置する再生可能エネルギー設備
- 四 地域主導型事業の認定要件を満たすことの根拠
- 五 その他市町村長が必要と認める事項

2 条例第11条第2項及び第3項の提出は、当該提出に係る再生可能エネルギー設備の設置の工事に着手する予定の日の21日前までに行わなければならない。

第2項の期限は、届出の期限と整合させる必要がある。

〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する指針モデル (案)

第1 目的

この指針は、〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例(平成〇年〇〇市町村条例第〇号。以下「条例」という。)第7条の規定により、地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針及び住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項、生活環境に関して配慮すべき重要事項、その他市町村長が必要と認める事項を定めるものである。

この指針において使用する用語は、条例及び〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例施行規則(平成〇年〇〇市町村規則第〇号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

指針と条例との関係等を示している。

第2 地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針

地域のエネルギー利用は、第一にエネルギー利用の効率化、第二にエネルギー利用の最適化、第三に地域の再生可能な資源を活用したエネルギーの生産を優先順位とすること、並びに情報共有と住民参画を基本原則とし、化石燃料等の利用の抑制と地域の活力の向上を図ることにより、持続可能な地域づくりに資することとする。

1 エネルギー利用の効率化

エネルギーによってもたらされる基本的なサービスを維持しつつ、建築物の断熱化及び機器の効率化、公共交通の利用促進等により、エネルギー消費量の抑制に努める。エネルギー利用の効率化への投資に際しては、エネルギー支出の削減によって投資回収できる可能性及び地域経済の活性化に資する可能性があることに留意する。

2 エネルギー利用の最適化

エネルギーによってもたらされる基本的なサービスを維持しつつ、暖房及び給湯、調理等の熱利用において、エネルギー消費全体での環境負荷を考慮したエネルギー源の選択により、環境負荷の抑制に努める。エネルギー源の選択に際しては、一次エネルギーの段階におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量に留意する。

3 地域の再生可能な資源を活用したエネルギーの生産

地域の自然環境によってもたらされる基本的なサービスを維持しつつ、地域の住民及び事業者の参画する再生可能エネルギーの利用若しくは事業の促進により、再生可能エネルギーの活用に努める。再生可能エネルギーの利用若しくは事業の促進に際しては、地域の所得の向上及び地域経済の活性化に資する可能性があることに留意する。

4 情報共有と住民参画

地域のエネルギー利用に係る情報について、広範な共有に努めるとともに、施策、取組並びに事業について、情報の広範な共有及び住民の主体的な参画の確保に努める。

この方針は、市町村ごとに特色が出やすい部分であり、案はあくまで「例」に過ぎない。本例では、行政計画で

はなく、条例の下位となる指針であるということで、法文的な固い文章で、簡潔に示している。ただ、実際の書き方は市町村ごとに異なることがあり得る。

本例の内容は、総論でエネルギー利用の優先順位を示している。まず、地域全体のエネルギー消費量の削減（＝省エネ）を進め、次に、エネルギー消費のあり方（質）の変化（＝最適化）を進め、最後に、その上で、再生可能エネルギーの導入を進めることとしている。この原則は、再生可能エネルギー利用の原則として、ドイツなどで知られているものである。

なお、エネルギー利用の最適化とは、火力発電所の発電効率が平均 40%であることを踏まえ、熱と電気の特性を踏まえた利用を進めるもの。発電効率とは、10 のエネルギー（化石燃料）を投入して、4 を電気として取り出し、6 を廃熱として捨てていることを意味している。そのため、電気を再び低温熱（例えばハロゲンヒーター等）として利用することは、エネルギー消費全体のなかでは、効率が悪く、環境負荷が大きくなる。

また、「エネルギーによってもたらされる基本的なサービス」とは、例えば照明であれば「明るさ」が「サービス」に当たり、電気でも自然光でもどのような方法でも、「同程度の明るさ」が供給されればよいとする考え方。「エネルギーサービス」ともいう。「地域の自然環境によってもたらされる基本的なサービス」は、空気や水など自然環境から様々な恩恵（サービス）を受けていることを指し、土地利用等に当たっては自然環境からのサービスが損なわれないように配慮する考え方。「生態系サービス」ともいう。

第3 住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項

条例第 11 条に規定する地域主導型事業の認定基準を明確にするため、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項について定める。

- 1 住民による主体的な再生可能エネルギーの利用
 - (1) 事業体

事業のリスクと住民生活のリスクが分離された事業体であること。
 - (2) 事業の所有

事業を行う事業体の資本金の過半数を住民が出資していること。
 - (3) 事業の運営

事業体の最高決定機関における議決権の過半数を住民が有していること。
- 2 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用
 - (1) 透明性

事業に係る情報を市町村長及び住民に提供する体制を整えていること。
 - (2) 監査

関係法令及び市町村の関係要綱等に抵触せず、第三者による監査の体制を整えていること。
 - (3) 合意形成

住民との合意形成に努め、誠実に対応する体制を整えていること。
- 3 持続可能な地域づくりへの寄与
 - (1) 自然環境等

自然環境及び土地利用、景観等との調和が図られていること。
 - (2) 調達

事業費の一部を県内に本店を置く金融機関から調達するとともに、事業の一部を市町村内の事業者若しくは住民に発注すること。
 - (3) 収益

収益の一部または全部を地域のために活用すること。

住民による再生可能エネルギー事業に、特別な支援を行うための認定に際して、基準を示している。条例案では「住民その他の識見を有する者の意見を聴かなければならない」とあるので、上記に加えて、審査会の規定を置くことも考えられる。いずれにしても「事業性」「地域性」「公益性」の3要件を満たすことが求められる。

認定基準では、3要件を踏まえ、住民による所有、地域との調和、地域づくりを柱としている。事業性については、金融機関からの資金調達や収益の項で見ることになる。

なお「1－(1)」の「事業体」とは、特定目的会社の設立などにより、住民の経済活動や生活、地域活動と、再生可能エネルギー事業のリスクが分離されているかを見る項。事業の失敗が、地域への大きなダメージにならないようにすることが狙い。「3－(1)」の「自然環境等」は「第5」に具体的な基準を示している。

第4 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項

条例第 12 条に規定する特定事業者に対する助言の考え方を明確にするため、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項について定める。

- 1 住民による参画の促進
 - (1) 事業

事業を行う事業体に住民が出資できるようにすること。
 - (2) 運営

事業体の最高決定機関における議決権の一部を住民に付与すること。
 - (3) 監査

事業体の監査役の一部を住民から選任すること。
- 2 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用
 - (1) 透明性

事業に係る情報を市町村長及び住民に提供する体制を整えること。
 - (2) 法令順守

関係法令及び市町村の関係要綱等に抵触せず、市町村の施策に協力すること。
 - (3) 合意形成

住民との合意形成に努め、誠実に対応する体制を整えること。
- 3 持続可能な地域づくりへの寄与
 - (1) 自然環境等

自然環境及び土地利用、景観等との調和を図ること。
 - (2) 調達

事業費の一部を県内に本店を置く金融機関から調達するとともに、事業の一部を市町村内の事業者又は住民に発注すること。
 - (3) 収益

収益の一部を地域のために活用すること。
 - (4) 施工

関係法令を順守するとともに、事業の一部を市町村内の事業者又は住民に発注すること。
 - (5) 維持・管理

自然環境及び生活環境に配慮すること。
 - (6) 事業終了後の措置

設備を市町村内の事業者若しくは住民に譲渡し、又は設備を撤去した上で原状回復をするよう努めること。

条例案

事業者による開発行為に対し、市町村長から助言を行う際の一般的な基準を示している。要求ではなく助言であり、これらについて「検討してはどうか」と事業者に伝え、「協働型」に誘導しようとするのが狙い。事業へ住民意見を反映しやすくしたり、地域への協力を実施したりしてもらう内容。

第5 生活環境に関して配慮すべき重要事項

条例第2条第2項に規定する再生可能エネルギー事業に当たって配慮すべき生活環境の範囲を明確にするため、生活環境に関して配慮すべき重要事項について定める。

- 1 事業を回避することが望ましい区域とその理由
別表1のとおり（略）
- 2 事業に際して近隣住民の合意を得ることが望ましい区域と配慮すべき事項
別表2のとおり（略）
- 3 設備の形状及び色、配置等について景觀に配慮することが望ましい区域と配慮すべき事項
別表3のとおり（略）
- 4 設備の工法及び付帯設備等について災害防止に配慮することが望ましい区域と配慮すべき事項
別表4のとおり（略）
- 5 事業を実施することが望ましい区域と配慮すべき事項
別表5のとおり（略）
- 6 その他の区域において配慮すべき事項
別表6のとおり（略）

この書き方は、市町村の実情に合わせて、いくつかの種類に分かれると考えられる。ここでは、地域のゾーニングを想定している。他に、建設を回避すべき地点や配慮すべき事項を列挙するだけの「ネガティブリスト方式」、要綱レベルで細かく書き込む「ガイドライン方式」が考えられる。

つくりやすさは左から順に「ネガティブリスト方式」>「ゾーニング方式」>「ガイドライン方式」だが、自然環境等への配慮の強さは逆となり、左から順に「ガイドライン方式」>「ゾーニング方式」>「ネガティブリスト方式」となる。

第6 特に定める事項

本指針は必要に応じて改定することとし、改定する場合は、あらかじめ、市町村〇〇審議会の意見を聞かなければならない。

市町村の実情に応じて、その他の必要な事項を定める箇所。届出等のフォーマットを定めることなどが考えられる。少なくとも、改定については定めておく必要があると思われる。

指針を策定する場合に参考となりうる資料

- ・農林水産省「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会報告書」（2015年3月）
- ・一般社団法人太陽光発電協会「公共・産業用太陽光発電システム手引書」（2013年3月）

NPO 法人ちがさき自然エネルギーネットワーク

代表理事 上野 ひろみ氏

<設立の経緯と活動>

1997 年、C O P 3（地球温暖化防止京都会議）に生協の代表として参加したメンバーを中心に、「地域から地球温暖化防止に取り組みたい」と 1999 年 3 月より、活動を始めました。活動初年度から、連続講座（年 4 回）、「都市における参加型自然エネルギー楽校」と称した講演会やワークショップを 3 年間行いました。小学校への出前授業・エコサイト見学会の実施・各種イベントへの参加等、自然エネルギーの普及啓発・省エネルギーの推進を行って来ました。2012 年 10 月の法人登記。

いかそう太陽エネルギー！目指せ「茅」産「茅」消。茅ヶ崎で生み出された電気を茅ヶ崎で消費していこうを合言葉に活動しています。

市民が作ったという意味で“市民立”太陽光発電所を 2009 年 7 月、茅ヶ崎市民活動サポートセンターに「れんこちゃん 1 号」2011 年 3 月、こどもセンターに「れんこちゃん 2 号」2014 年 4 月、「れんこちゃん 3 号」を設置しました。「れんこちゃん 3 号」はソーラーシェアリングの方式を取り入れ、単管を組み立てるところから、手作りで設置しました。

また、2010 年 6 月に、市民活動サポートセンターに付けた「キャノピースイッチ」は「節電所」として大きな省エネ効果を生みだしています。

れんこちゃん 1 号・2 号・3 号の設置の為に寄せられた想いと意志あるお金が、4 号・5 号とつながっていくような仕組みを目指しています。1 号・2 号の売電料金は茅ヶ崎市の「太陽光発電設備普及啓発基金」に積み立てられ、さらに 1 号の自家消費相当額は、茅ヶ崎市民活動サポートセンターの指定管理者「NPO 法人 NPO サポートちがさき」より寄付していただき、「マイナス 6 % 基金」（前掲）に積み立てられています。

2011 年 2 月、グリーンエネルギー認証センターより、れんこちゃん 1 号・2 号とも「グリーン電力証書」発行に必要な設備認定を取得しました。電力量の認証を経て 2012 年 7 月から、「グリーン電力証書」を発行できるようになりました。これまで、(株)アルバック・(株)オーテックジャパン・亀井工業ホールディングス(株)・ローカルファースト研究会・認定特定非営利活動法人アクト川崎に販売し、れんこちゃん 3 号設置費用としました。現在、茅ヶ崎生まれのグリーン電力証書を販売中です。

Since 1999

NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワーク
Chigasaki Renewable Energy Network

市民が作った

市民が育てる

太陽光発電所 & 節電所

市民の想いとお金を循環させる仕組み



いかそう太陽エネルギー
～めざせ茅産茅消～

自己紹介

自然の恵みを暮らしの中に...



1998年10月太陽光発電設置



2代目太陽熱温水器2010年11月



ペレットストーブ



2016/10/19



REN

市民立太陽光発電所 れんこちゃん1号

2009年6月30日工事完了！





2016/10/19
REN

茅ヶ崎市こどもセンターへ

2011年3月22日完成





れんこちゃん3号 2014年4月設置 5.04kW



省エネの推進 節電所さぽちゃん1号

- キャンピースイッチの設置(2010年6月)



2016/10/19

REN

設置予測値と費用

- 予測値
 - $40\text{W} \times 2\text{本} \times 32\text{箇所} \times 4\text{時間} \times 365\text{日} =$
約3748kWh／年の節電
 - 3.7kWの太陽光発電の設置した事と同じ
 - $3748\text{kWh} \times 24\text{円} = 89,702\text{円}$ の節約
 - 設置費用
 - $1,500\text{円}(\text{材料費}500\text{円}) \times 32\text{箇所} = 48,000\text{円}$
- * 半年で元が取れる計算に！！

2016/10/19

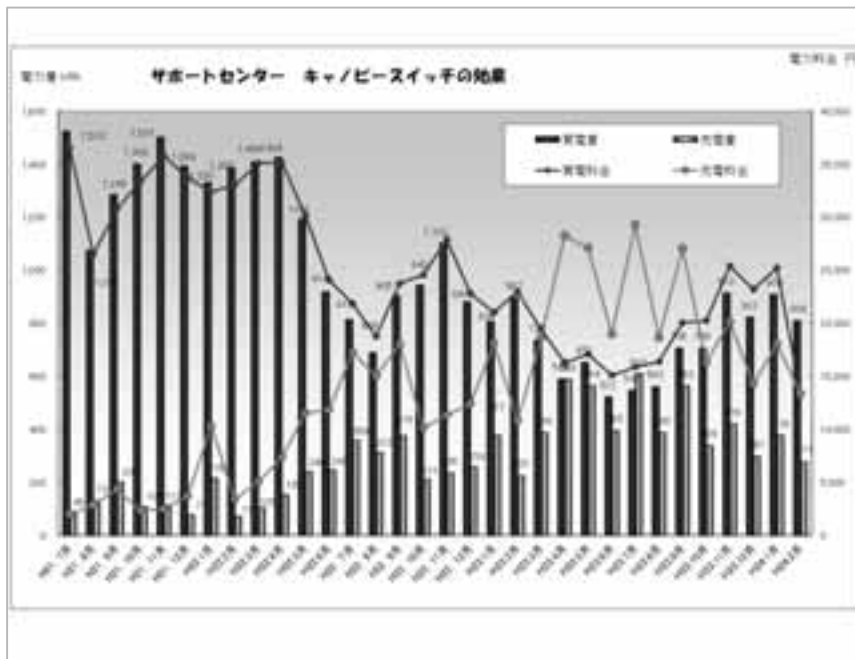
REN

設置後の利用状況



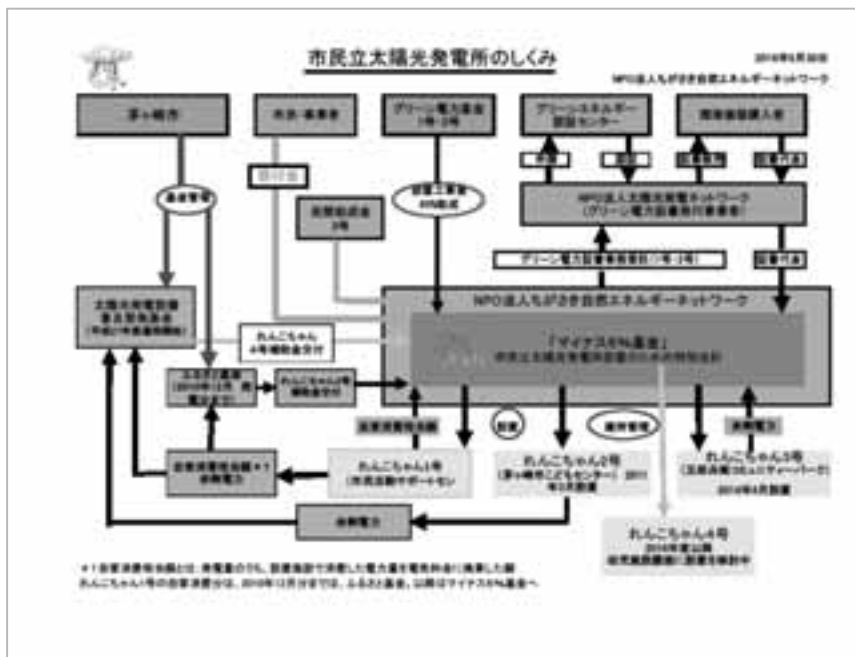
2016/10/19

REN



省エネは創エネ！！
 キャンピースイッチの効果

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計(5年間)円
電気料金削減量	135,011	136,605	126,375	98,884	122,928	496,875
売電金額増加分	138,796	168,893	200,906	225,532	210,508	944,635
削減効果	273,807	305,498	327,281	324,416	333,436	1,564,438
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計(5年間)kWh
電気使用量削減	6,304	7,076	7,800	7,536	7,835	28,716
売電量増加分	2,540	3,167	3,834	4,347	4,034	17,922
削減効果	8,844	10,243	11,634	11,883	11,869	54,473



茅ヶ崎市太陽光発電普及啓発基金

	れんこちゃん1号	れんこちゃん2号	合計(円)
2011年	247,344	257,424	504,768
2012年	237,552	278,832	516,384
2013年	282,048	312,720	594,768
2014年	285,936	298,896	584,832
2015年	278,208	289,440	567,648
	1,053,785	1,147,872	2,201,657

※2009年～2010年分は、ふるさと基金を通して、れんこちゃん2号の設置費用として活用

* 2015年度から運用開始

* 売電分と同額を茅ヶ崎市が積み立て

* 基金残額 約440万円

「かながわスマートエネルギー計画」の推進

2016年10月21日

神奈川県 産業労働局 産業部
エネルギー課長 天野 一

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0521/>

計画停電の様子(2011年3月19日 東京都足立区)



36

かながわスマートエネルギー計画の基本理念

3つの原則

原子力に過度に依存しない

環境に配慮する

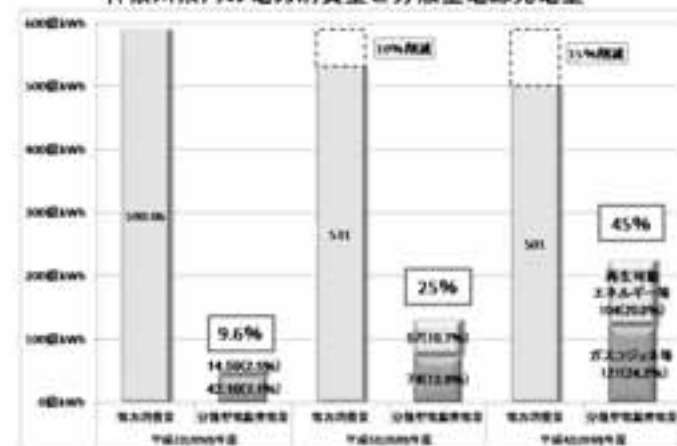
エネルギーの地産地消を推進する



37

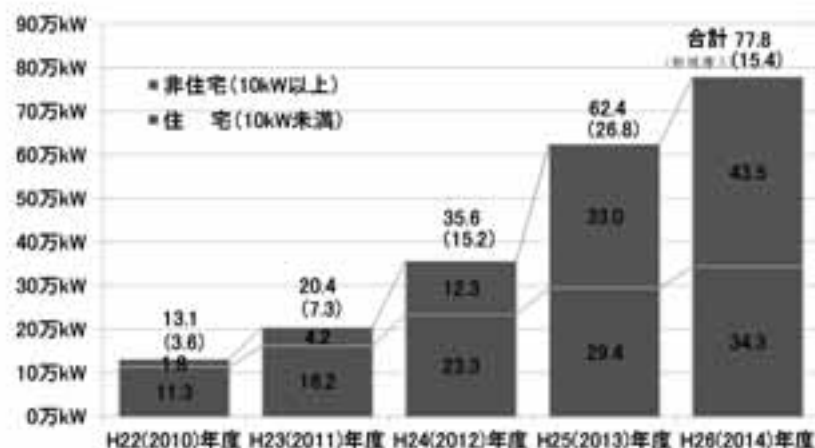
かながわスマートエネルギー計画の数値目標

神奈川県内の電力消費量と分散型電源発電量



38

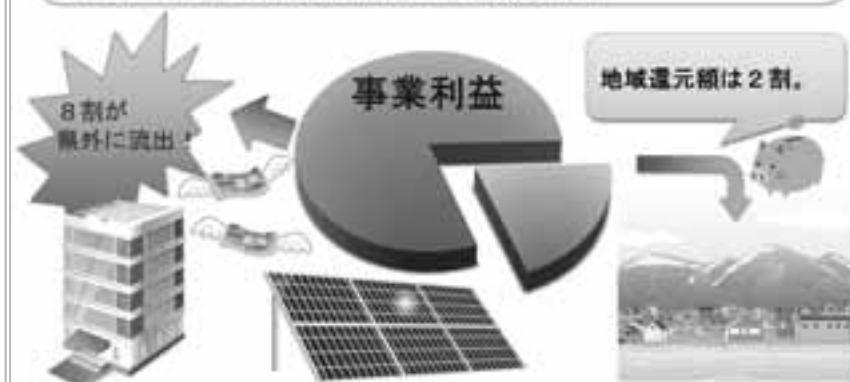
太陽光発電の普及拡大



39

28年度事業 地域主導再生可能エネルギー事業費補助

地域外の発電事業者が土地だけ借りて発電事業を行う場合
→ 地域内の発電事業者が県内の施工業者を活用して発電事業を行う場合
と比べて、利益の地域還元額が8割も減少する。



28年度事業 地域主導再生可能エネルギー事業費補助

再生可能エネルギーの導入促進及び地域経済活性化に向けて、
地域において資金が循環する地域主導の再生可能エネルギー事業が重要

支援制度を創設

予算額：86,000千円
公募により事業を採択

支援制度のスキーム



28年度事業 地域主導再生可能エネルギー事業費補助

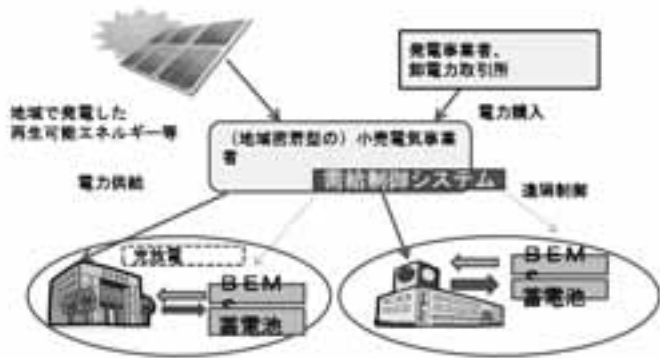
採択事業

事業名称	事業内容
合同会社小田原 かなごてファーム	○発電容量11kW ○小田原市内の農地において、県内で実績が少ないソーラーシェアリングのモデル事業として太陽光発電事業を実施する。 ○地域で耕作放棄されている、あるいは農地としては価値が低いとされる農地の新しい活用方法を具体化する。
株式会社太陽住建	○発電容量112kW ○社会福祉法人(和みの園、一廣会)の施設屋上において、太陽光発電事業を実施する。 ○設置に当たって、当該施設を利用している発達障害の方による、DIY方式での工事参加を予定している。
マルシェパワー横浜 株式会社	○発電容量103kW ○横浜市長沢区内の倉庫屋上において、太陽光発電事業を実施する。
株式会社横浜工業	○発電容量129kW ○瀬河原町内の遊休地(2か所)を活用し、地上設置型太陽光発電事業を実施する。
合同会社GAR	○発電容量159kW ○瀬河原町内の遊休地(3か所)を活用し、地上設置型太陽光発電事業を実施する。

42

28年度事業 地域電力供給システム事業費補助

神奈川県内の太陽光発電所から電力を調達し、
神奈川県内のご家庭や事業所に電力を供給する
小売電気事業者を支援し、神奈川の電力の地産地消を推進



28年度事業 地域電力供給システム事業費補助

採択事業

事業者	事業内容
湘南電力	《電力の調達(地産)》 ○小田原路線エネルギーコンソーシアムと連携し、太陽光発電から電力調達
	《電力の供給(地消)》 ○湘南を中心にご家庭や事業所に、最大5%の安価な電力を提案・供給 ○売上の一部を湘南ベルマーレの地域貢献活動を通じて地域に還元
日本エコシステム	《電力の調達(地産)》 ○県内のご家庭の屋根に無料で太陽光発電を設置・電力調達
	《電力の供給(地消)》 ○太陽光発電を設置したご家庭で電力を自家消費 ○電力契約した先着50世帯に電気代6か月間無料
みんぱ電力	《電力の調達(地産)》 ○インターネットサイト「顔の見える発電所」内に「神奈川エネルギーマルシェ」開設、県内の太陽光発電所などを紹介
	《電力の供給(地消)》 ○県内の発電所から電力を購入する場合、電気代を割引(「神奈川割」)

ご清聴ありがとうございました

平成28年10月21日
神奈川県小田原市 遠藤孝枝

○平成23年の東日本大震災は国内の至るところに甚大な被害をもたらし、本市においても市民生活や事業活動、地域経済が大きなダメージを受けた。

エネルギー密度が向上し、生産性も高まる。この性質が顕在化

○市民、事業者との連携のもと、地域固有の資源であり非枯渇性エネルギーの再生可能エネルギーを活用した持続可能な地域づくりの模索を進めた。

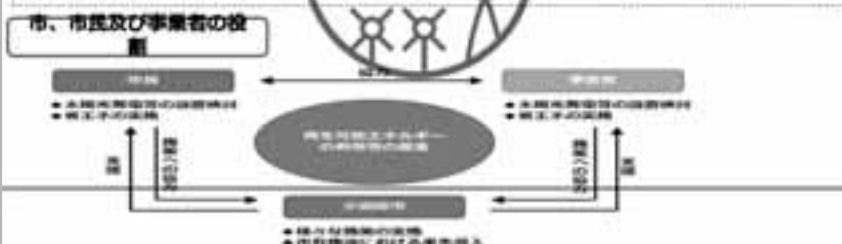
○小田原市再工業条例の施行、エス・ピー・エフの誕生を経て、いよいよ施策展開の段階



○条例は、本市の再生エネルギーの利用促進における基本的な姿勢、方針を示した重要なものである。

5 巻例の基本理念

- 市、市民及び事業者は、相互に協力して再エネの利便性の向上に努める。
- 地域ごとの自然条件に合わせた施策に配慮するとともに、環境への影響に十分配慮する。
- 再エネは地域固有の資源であったり、地域に根ざした主体により防災対策の推進及び地域の活性化に資するよう利用されるべき。

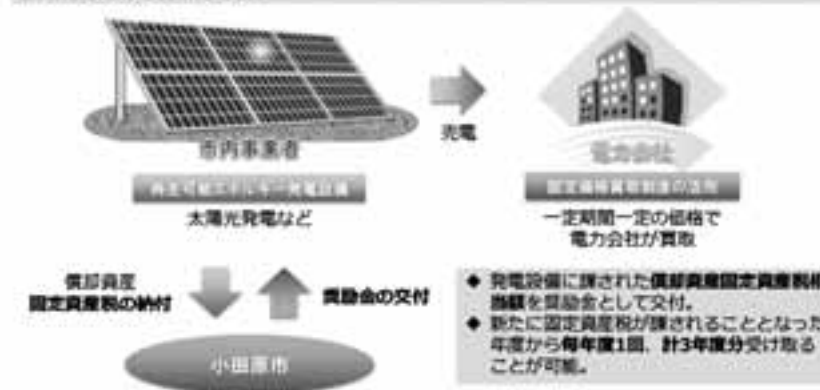


- 再生可能エネルギー事業奨励会（固定価格買取制度の認定を受けた発電設備に係る固定資産税相当額を奨励金として交付。再生可能エネルギーの普及促進を図る。）
- 市民参加型再生可能エネルギー事業の認定（市民参加型の事業についてはより厚い支援）

再生可能エネルギー事業奨励金

« 再生可能エネルギー事業 »

事業の用として行う。国の固定価格買取制度に基づいた、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備による発電事業のこと。



再生エネ条例に基づく支援策

市民参加型再生可能エネルギー事業の認定と支援

市民の参加
市民ファンドによる50人以上の社員募集を実施。

再生可能エネルギー事業

市エネルギー機構
買取期間の短縮、事業が継続する見込みがあること。

独立電源開発
独立電源開発を促進、停電時の周辺施設への電力供給を行う。

地域経済の活性化
発電設備の建設時における市内事業者の積極的な活用。

- 市民参加型再生可能エネルギー事業は、再生可能エネルギー事業に対する奨励金の交付期間よりも長く支援を受けることができる。
- また、設備の設置場所によっては、発電設備だけでなく、土地固定資産税に対しても、奨励金を受けることができる。

小田原市エネルギー計画の策定

再生可能エネルギーの利用等の促進に関する総合的な施策の計画的な推進を図るため、基本的な計画である「エネルギー計画」を策定。

基本方針

エネルギーを地域で自給する持続可能なまち

基本方針
◆ 再生可能エネルギーの導入 ◆ 省エネルギー化の推進 ◆ 未来へつなげる担い手の育成

4つの視点

◆ 自然環境・生活環境の保全 ◆ 災害時のエネルギー源の確保
◆ 市民の力・地域の力の最大限発揮 ◆ 地域経済への還元・創造

再生可能エネルギーの利用に向けた目標

計画期間である2022年までの目標値を次のとおり設定した。

- 市内の再生可能エネルギーによる発電量を、市内電力消費量の10%とする
- 市内の電力消費量を、2010年度の電力消費量から10%削減

エネルギー計画のリーディングプロジェクト

■ 1 再生可能エネルギーの導入促進

- ① 市有施設・広域避難所への率先導入
- ② 再生可能エネルギーのスムーズな導入
- ③ 市民が参加可能な仕組みづくり
- ④ 地域にひとつ！地域再生可能エネルギープロジェクト
- ⑤ エネルギーツーリズムの実現
- ⑥ 再生可能エネルギー熱の利用の促進

■ 2 省エネルギー化の推進

- ① 市有施設における率先行動
- ② 家庭のエネルギー消費の効率化
- ③ 事業活動のエネルギー消費の効率化
- ④ 地域のエネルギーマネジメント

■ 3 担い手の育成

- ① 環境エネルギー教育の実施
- ② 市民・事業者の取組促進に向けた牽引者の育成
- ③ 再生可能エネルギーの利用と省エネルギー化の推進のための基盤整備

エネルギーの地域自給に向けた今後の取組

市有施設への太陽光発電設備等の導入の継続

◆ 広域避難所として指定されている小学校に、蓄電池を備えた太陽光発電設備の導入を目指す。

四浦小学校（平成26年1月）
設置済し年度オープニングセレモニー

市民の力・地域の力の最大限発揮

◆ 地域が主体となった再生エネに係る取組を市から情報発信することで、地域の取組を促し、コミュニティのネットワーク化を図る。

新たなエネルギー源への挑戦

◆ 木質バイオマス資源を活用したエネルギーの地域循環などの検討に取り組む。
◆ 新電力と連携した再生エネ利用によるエネルギーの地域自給を目指す。

小田原市農産物の産地活用

コーディネーター発言

- ・ 東京都のグリーンボンド構想を受けて、保証も含めたお金が廻る仕組み、案件選択の方法（地域に還元できるかという評価も含めて）
- ・ 宮城県・長野県の事例から 地域産業や地域の団体のビジネス・活動や地域の雇用につなげる仕組み
- ・ FIT等の制度に必ずしもこだわらない新しい手法について

東京大学 谷口信雄氏ほか
コメント

THI Bank Sagami
さがみ信用金庫

さがみ信用金庫の地方創生に向けた取組みについて

平成28年10月21日
さがみ信用金庫
地域元気創造部 石井 健治

THI Bank Sagami

Copyright © Sagami Bunkin Bank 2016 All rights reserved.

1. さがみ信用金庫の概要について

- ・ 創 立：大正14年10月20日
- ・ 本店所在地：神奈川県小田原市
- ・ 預 金 積 金：671,507百万円
- ・ 貸 出 金：306,775百万円
- ・ 出 資 金：3,291百万円
- ・ 店 舗 数：34店舗
- ・ 役 職 員 数：605人

（平成28年3月末）

THI Bank Sagami

Copyright © Sagami Bunkin Bank 2016 All rights reserved.

58

2. 企業理念・経営方針

◆ 企業理念

- ・ 地域社会との共生
- ・ 豊かさへの貢献

◆ 経営方針

- ・ 地域の皆さまから愛され、信頼される信用金庫をめざします。
- ・ 堅実経営により地域社会の繁栄に貢献できる信用金庫をめざします。
- ・ チャレンジ精神にあふれた人材の育成に努め、生きがい、働きがいのある信用金庫をめざします。

3. 地方創生の取組みについて

新中期3ヵ年経営計画 「つなぐ！『一円融合』」(平成27年4月～平成30年3月)



4. 地域元気創造部の活動について

① 地域支援

- 自治体(1市8町)の「地方振興戦略」策定への協力
- かながわ西観光コンベンションビューロー(DMO)、ラグビー準備委員会など観光振興施策への参画
- 華西地区の県立高校生向けインターンシップ事業への協力

② 企業支援

- 経営革新等支援機関の業務(創業支援、事業計画策定支援、販路開拓など)
- 神奈川県内8信用金庫によるビジネスマッチングの開催

③ 外部機関との連携

- 神奈川県信用保証協会、日本政策金融公庫との3者連携(創業支援など)
- 神奈川県との連携(中小企業・小規模企業活性化の推進)
- 小田原短期大学との連携(地方創生、子育て支援など)
- 徳川家康公ならびにその家臣団とゆかりのある9信用金庫で連携の覚書締結(地域活性化など)

5. 最後に…

